

## 大綱 5

### 利便性の高い快適空間のまちづくり

～生活基盤整備の施策～

1. 地域特性に即したまちづくりの推進

2. 道路網の整備

3. 公共交通の整備

4. 快適な生活環境

5. 水と緑のネットワークの形成

# 1. 地域特性に即したまちづくりの推進

## 町の現況と課題

本町の土地利用状況は、水田が最も多く、次いで宅地、畑の順となっています。農業の担い手の高齢化や後継者不足などにより、\*遊休農地が徐々に増えており、耕作放棄地の増加につながっています。

町内の中央西部地区に都市計画法による\*市街化区域が指定され、\*土地区画整理事業や住宅団地の開発が行われました。市街化区域の多くは住宅地で占められていますが、東部には吉川市にまたがって\*東埼玉テクノポリスが立地し、工業集積が図られています。

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線の結節点を\*松伏インターチェンジと位置づけ、その周辺地域を新市街地としての形成をめざしています。今後は、産業集積の促進やヒト・モノが集まる地域経済の活性化が図れるよう、魅力ある市街地づくりを進めていく必要があります。

本町の特徴を示す江戸川や中川、大落古利根川の中流域にある桜並木やからし菜の群生地などは町民に親しまれています。また、周辺地域の都市化が進むなかで農村地域では水田や里山の緑など、松伏らしい田園景観をかたちづくっています。

地域の気候や風土、歴史、文化など、人々の生活のなかで共有し創られてきた景観は自分たちが守り、創り上げることが町民と行政の責務となった景観法が平成 17 年に施行され、景観の重要性はますます高まっています。

## 基本方針

限られた資源である土地は、町民の生活や生産の基盤であることから、長期的視野に立って自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。併せて、松伏らしい地域の特色を活かした景観の保全・活用や特色あるまちなみ景観の形成に努めます。

### 〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値(平成 30 年度)
市街化区域面積の拡大	261ha	280ha

## 基本計画

### (1) 適切な土地利用の推進

---

#### ① 計画的な土地利用

※都市計画マスタープラン、※農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用を図るとともに、地域住民の理解を得ながら、個性豊かで快適な土地利用を図ります。

#### ② 市街地の整備

市街化区域内の有効な土地利用を進める一方、松伏インターチェンジ周辺については、※職住近接と町民全体の交流の中心となる核づくりによる新市街地の形成を図ります。

#### ③ 東埼玉道路沿線地域の整備

(都)東埼玉道路の整備に伴い、沿線のポテンシャルが高まることから、沿線地域に※沿道サービス施設の立地誘導を図り、地域の活性化を図ります。

#### ④ 小規模な工業集積地域の整備

地域経済の活性化や企業立地需要に応えるため、関係者と協議しながら小規模な工業集積地域の整備を図ります。

### (2) 地域の特徴に合ったまちづくりの推進

---

#### ① 協働によるまちづくりの推進

NPOをはじめとした地域住民が主体となり、行政と協働・連携して地域ごとの歴史や特性を活かしたまちづくりを進めます。

#### ② 自然環境の保全と調和

本町の特徴である自然環境を活かすため、保全と調和に努めるとともに、生活利便性の向上を図ったまちづくりを進めます。

### (3) 景観の保全・活用

---

#### ① 歴史的景観の保全・活用

地域の歴史を感じさせる寺社や遺跡などは、文化財として保存するとともに、地区の特色あるまちなみ景観の形成を図るため、景観法などを活用していきます。

#### ② 田園景観の保全・活用

本町の原風景である田園景観を農業施策とあわせて維持に努め、あわせて河川敷の緑の堤防や大きな樹木、屋敷林などを※地域資源として認識し、次世代に引き継いでいきます。

## (4) 特色あるまちなみ景観の形成

### ①景観形成に関する意識の醸成

景観形成の重要性や必要性など景観形成に関する町民意識の醸成に努めます。

### ②地区計画などの推進

地域の特性に応じたまちづくり・景観づくりのため、※地区計画制度の活用を推進します。また、地域住民のまちづくりへの関心度にあわせて、協働による※建築協定の合意形成を促進します。

### ③公共施設や公的空間の修景・整備

公共施設の整備にあたっては、今後も周辺の景観と調和した施設整備を図ります。

### 用語解説（50音順）

**沿道サービス**：道路に沿って店舗が立ち並び、そのエリアでさまざまなサービスが利用できること。

**建築協定**：地域の関係権利者全員の合意のもとに、建築基準法の基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を自ら設けることのできる制度のこと。この協定をお互いが守っていくことにより、地域の住環境を保全し、魅力あるまちづくりを進めることができる。

**市街化区域**：都市計画法により定められた区分で、市街化区域はすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

**職住近接**：職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

**地域資源**：特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

**地区計画制度**：都市計画法に基づき、住民の生活に身近な比較的小規模な地区を対象として、建築物の形態や、道路・公園などの施設の配置などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画。

**都市計画マスタープラン**：市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）のこと。まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定めたもの。

**土地区画整理事業**：都市計画区域において、公共施設の整備と宅地の利用を高めるため、土地の区画形状の変更及び公共施設の新設又は変更を行うこと。土地所有者などから土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る。

**農業振興地域整備計画**：農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について市町村が定めたもの。

**東埼玉テクノポリス**：本町と吉川市にまたがる工業団地の名称。吉川・松伏工業団地から改称された。

**松伏インターチェンジ**：本町を南北に縦断する予定の(都)東埼玉道路と東西に横断する予定の(都)浦和野田線の結節点をこのように通称している。

**遊休農地**：作物を収穫するための土地ではあるが、耕作者や担い手がなく、何も収穫できない荒廃した農地。



上空から見た松伏町の様子



築比地台地の斜面林

## 2. 道路網の整備

### 町の現況と課題

鉄道駅のない本町にとっては、7路線ある県道が都市活動を円滑にするために欠かせない幹線道路となっています。現在整備が進んでいる(都)東埼玉道路、(都)浦和野田線を南北及び東西につながる広域幹線道路として位置づけ、重点的に整備を促進しています。

幹線道路の整備に伴い、\*通過交通量の著しい増加をもたらし、生活道路への流入や交通事故の増加などの問題も生じています。生活道路は地域住民が日常生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、老朽化対策も含め客観的に状況を把握した上で安全で快適な道路環境の維持に努めていく必要があります。

また、\*都市計画道路は、まちづくりの方向性、将来の交通需要などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを行っていく必要があります。

### 基本方針

より安全で快適に道路を利用できるよう、国・県道については、整備促進を要望し、町道については、幹線道路の整備を図ります。また、生活道路や橋りょうの適切な維持修繕に努めます。

### 〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値(平成30年度)
都市計画道路(全6路線)の整備	8,294m	8,884m
生活道路の整備(拡幅・側溝整備)	—	1,300m(5年間)
歩道の整備	—	700m(5年間)

## 基本計画

### (1) 幹線道路の整備

---

#### ① 広域幹線道路の整備

本町の骨格となる広域幹線道路の整備として、南北を基軸とした(都)東埼玉道路と東西を基軸とした(都)浦和野田線の整備促進を国や県に積極的に要望し、町の活性化を図るため、早期完成に向けて働きかけをします。

#### ② その他幹線道路の整備

都市計画道路未整備箇所の整備を推進するとともに、町内の交通の利便性の向上のため、県道の交差点改良、歩道の整備、適切な維持管理を県に要望します。

### (2) 生活道路の整備

---

#### ① 町道の整備

町道は、狭あいな生活道路の拡幅や舗装、道路側溝の整備を推進するとともに、主要路線の計画的な整備に努めます。

#### ② 歩道の整備

歩行者が安全に通行できるよう、歩道の整備に努めます。

#### ③ 安全な通学路の確保

児童生徒が安全に通行できるよう、道路の状況を把握し、歩行者、自転車などの交通安全の確保に努めます。

#### ④ 計画的な維持修繕と長寿命化の推進

道路については、現状を把握した上で計画的、継続的な維持修繕を行います。

また、橋りょうについても、計画的かつ適正な維持管理に努めると共に長寿命化を図ります。

### (3) 道路環境の整備

---

#### ① 快適な道路環境の整備

街路樹や側溝、街灯などの適正な維持管理や美化を推進し、快適な道路環境を確保します。

#### ② 人にやさしい道路づくりの推進

道路の整備や修繕に際しては、\*ユニバーサルデザインの観点に立った人にやさしい道路整備に努めます。

#### ③ 自転車通行空間の整備

事故防止の観点から、自転車通行空間の確保に努めます。

## 用語解説（50音順）

**通過交通**：ある地域を単に通行するだけで、その地域内には目的地をもたない交通であること。

**都市計画道路**：都市計画法の規定により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために「都市計画決定された道路」のこと。ただし都市計画決定は、実際の事業着手を意味するものではない。この冊子では、都市計画道路の路線名に「(都)」を付記している。町内を通る都市計画道路は次の6路線。

(都) 東埼玉道路 …八潮市の東京外郭環状道路と、春日部市の国道16号をつなぐ自動車専用道路。町内を南北に縦断する。

(都) 浦和野田線 …さいたま市の(都)新浦和越谷線から、さいたま市、越谷市を通り、町内を東西に横断し、野田橋へ接続する路線。

(都) 松伏越谷線 …一部が県道春日部松伏線と重なり、ゆめみ野地区、ふれあい橋を通り、(都)越谷駅前線に接続する路線。

(都) 八反河原町線…一部が県道越谷野田線と重なり、田中地区を通り、(都)浦和野田線へ接続する路線。

(都) 河原町深町線…(都)浦和野田線と(都)八反河原町線の交差点から、ゆめみ野地区を通り、(都)浦和野田線へ接続する路線。

(都) 外前野線 …(都)河原町深町線から(都)浦和野田線へ接続する路線。

**ユニバーサルデザイン**：まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障がいの程度にかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法。





整備された歩道



(都) 河原町深町線

### 3. 公共交通の整備

#### 町の現況と課題

鉄道のない本町にとって、路線バスは町民の生活の足として欠かせないものとなっています。主要な幹線道路にはバス路線が整備され、多様な事業形態による運行が行われるなど周辺の鉄道駅への利用が容易となっています。

路線バスが広く利用されるなか、北部の農村地域には利用しづらい地域もあり、※交通空白地域の解消が求められます。また、バス車両の低床化を進めていますが、高齢者や障がい者を含めたすべての町民が利用しやすいバス交通の充実が必要となっています。

※高速鉄道東京8号線については、地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会、また民間団体が構成された東京直轄鉄道建設誘致促進連絡協議会による国や県への要望活動、総決起大会など事業化に向けた活動が根強く進められています。

#### 基本方針

町民の日常生活を支えるバス交通を使いやすく安定したものとして維持・確保するとともに、交通空白地域の解消を図ります。

#### 〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
※低床バスの普及率	64.3%	70%
バス路線の新規路線の設置	—	5年間で2路線設置

#### 基本計画

##### （1）バス交通の充実と環境整備

###### ①バス路線の充実

新規路線の設置や既存路線の増発、最終バス運行時間の延長など、利用者ニーズを踏まえたより効率的・効果的なバス路線の充実をめざし、バス事業者に要望します。

また、交通空白地域の解消に努めます。

###### ②バス交通の環境整備

誰もが快適に利用できるバス交通の環境整備のため、低床バスの導入促進や停留所の整備などの環境づくりを推進します。

## (2) 高速鉄道東京8号線の整備促進

### ① 高速鉄道東京8号線の整備促進

高速鉄道東京8号線の八潮から野田市間の先行整備の早期事業化に向けた研究・検討を行うとともに、民間団体と協力し関係機関に積極的な支援を要望します。

#### 用語解説 (50音順)

**高速鉄道東京8号線**：東京都内の豊洲から住吉、押上、亀有から千葉県野田市までを結ぶ路線で、平成12年1月に、運輸政策審議会から「2015年までに整備着手することが望ましい」と答申された路線のこと。本町では、町内への駅の設置を含めた路線の誘致活動を実施している。

**交通空白地域**：既存のバス路線がないなど、公共交通の不便な地域をいう。

**低床バス**：乗り降りが楽にできるよう、床面を低くしたバス。

## 4. 快適な生活環境

### 町の現況と課題

本町の生活排水処理は、\*公共下水道、\*農業集落排水、\*合併処理浄化槽の3つの方法で汚水を処理しています。公共下水道は、\*市街化区域を対象としていますが、すでに污水管きよ整備は完了しています。しかしながら、約8割となっている接続率の向上への取組みとともに、施設の耐震化や雨水排水の未整備箇所の整備が必要となっています。

農業集落排水は、魚沼堤内地区で整備され、すでに利用が開始されています。公共下水道と同じく接続率の向上が必要となっています。合併処理浄化槽は、公共下水道及び農業集落排水区域を除いた区域において設置しています。既設\*単独処理浄化槽からの転換を促進し、浄化槽の維持管理の適正化を進めています。

上水道については、\*越谷・松伏水道企業団により安定した給水が図られています。

### 基本方針

快適で清潔な生活環境が確保されるよう汚水処理を推進し、水環境の保全を図ります。また、関係機関と連携し、安定した給水に努めます。

### 〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
排水路の整備	—	1,000m（5年間）
合併処理浄化槽人口	7,109人	7,222人
公共下水道への接続率	81.1%	85%
マンホール浮上対策	—	96基

### 基本計画

#### （1）下水道施設の利用促進

##### ①未接続世帯への啓発

公共下水道及び農業集落排水区域では、未接続世帯への啓発活動を進めます。

##### ②計画的な維持管理

下水道施設の耐震化と施設の老朽化に対応し、耐震化及び長寿命化に関する計画を策定し、計画的な維持管理を図ります。

## (2) 下水道雨水幹線の整備と長寿命化の推進

---

### ① 公共下水道雨水幹線の整備

(都)東埼玉道路の進捗に合わせ、赤岩雨水幹線の整備を推進します。

### ② 公共下水道雨水幹線の適正な維持管理

弥太郎雨水幹線の適正な維持管理に努め、長寿命化に努めます。

### ③ ゲリラ豪雨対策

ゲリラ豪雨による浸水被害を最小限に食い止めることができるよう、水路整備を推進します。

## (3) 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理

---

### ① 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道及び農業集落排水区域以外の地域については、既設単独浄化槽などから合併処理浄化槽の付け替えを促進します。

### ② 水路・排水路の整備・改善

合併処理浄化槽からの放流先を確保するため、水路・排水路の整備・改善を推進します。

### ③ 法定点検の受検促進

合併処理浄化槽の適正な維持管理のため、法定検査などの受検率向上のための啓発を図ります。

## (4) 上水道の充実

---

### ① 越谷・松伏水道企業団との連携

企業団と連携を図りながら、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

### ② 節水意識の啓発

企業団と連携を図りながら、節水の意識を高めるための啓発活動を引き続き行います。

### ③ 雨水の有効利用

雨水や\*中水利用などを促進し、水資源として有効活用を進めます。

## 用語解説（50音順）

**合併処理浄化槽**：し尿と生活雑排水（台所や風呂などからの排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。それに対して、し尿のみを処理するものは単独処理浄化槽という。

**公共下水道**：下水道法では、公共下水道を「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義している。

**越谷・松伏水道企業団**：越谷市と本町で構成される一部事務組合。水道事業及び下水道使用料徴収事務を行っている。

**市街化区域**：都市計画法により定められた区分で、市街化区域はすでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

**単独処理浄化槽**：し尿のみを処理する浄化槽のこと。合併処理浄化槽と異なり、台所や風呂などからの排水は処理されずに放流されるので、環境に悪影響を与えることとなる。

**中水**：上水に対して、飲用には不適だが、洗浄などには使用できる水のこと。

**農業集落排水**：農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。



## 5. 水と緑のネットワークの形成

### 町の現況と課題

本町は町の中心部を包み込むように一級河川である江戸川、中川、大落古利根川が流れ、水田地帯には管理された用排水路があります。まつぶし緑の丘公園や河川敷とあわせて水と緑のネットワークが形成されています。

町の中心にある松伏総合公園・松伏記念公園など、既存の公園の適正な維持管理に努めるとともに、まつぶし緑の丘公園は指定管理者として管理を受託することで、多様な自主事業が展開され、町民の交流の場となっています。

河川は多様な生物の生息・成育の場であるとともに町民にとっても憩いややすらぎの場でもあります。江戸川流域では、水質調査や河川美化などの事業を実施し、河川敷にはサイクリング道路が整備されています。

こうした水と緑の豊かな環境は、ますます貴重なものとなっており、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいく必要があります。

### 基本方針

水と緑の豊かな環境は本町が誇れる特徴の一つであり、こうした環境を町民が身近に感じる暮らしが送れるよう、公園・緑地の整備充実とともに町民や地域と協働した管理体制を充実します。

#### 〈 施策の成果指標 〉

指標名	現状値	目標値（平成30年度）
町民一人当たりの公園面積	10.95㎡/人	15.28㎡/人
遊歩道等ネットワークの延長	10,370m	15,130m

### 基本計画

#### （1）公園・緑地の整備充実

##### ①都市公園の整備

まつぶし緑の丘公園については、全面供用に向けて整備促進を図るとともに、指定管理者として、自主事業の充実による活性化を図ります。

また、上河原緑地（通称：かがり火公園）は、河川環境を活用した公園整備をめざします。



## ②公園・緑地の管理充実

町民や地域が中心となった草刈りや清掃等の取組みを促進するなど、地域と協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。既存公園については、適正な維持管理に努め、利便性の向上に努めます。

## ③子どもの遊び場の提供

子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の充実、適正な維持管理を進めます。

## (2) 緑化の推進

---

### ①公共施設の緑化推進

多くの人が集まる公共施設については、緑化と適正な維持管理を推進します。また、道路の緑化を推進し快適な道路環境を提供します。

### ②緑化活動の推進

町民や地域による\*花いっぱい運動などの支援、住宅敷地の緑化や生け垣の整備など地域緑化を推進し、生活に彩りを創造するまちづくりを推進します。

## (3) 水辺空間の利用促進

---

### ①河川空間の活用

水辺を中心とした散策やレジャー、そしてウォーキングやサイクリングなどを楽しむことができるよう、水と緑のネットワークを活かした歩行者や自転車が安全で快適に通行できる遊歩道や休憩施設など、町民の健康づくりや憩いの場の提供に努めます。

また、町内の自然空間、緑豊かな公園などとのアクセスを強化するとともに、さまざまな健康づくりイベントを開催し、地域の活性化を図ります。

### ②魅力ある河川空間の整備

江戸川河川環境の保全に配慮するとともに、河川敷の維持管理や町営運動場などの有効活用を図ります。

また、中川や大落古利根川の堤防及び河川敷に自生しているからし菜や桜並木などの河川環境の保全や河川を舞台にした環境学習の活動を促進します。

### ③水路の活用

農業用排水路及び周辺の維持管理を農家と協力して行い、身近に自然とふれあえる生活環境の創出に努めます。

用語解説（50音順）

**花いっぱい運動**：花の普及と環境美化のための運動。道路の路肩を利用した花の植栽や、ガーデニングに地域全体で取り組むなど、花にまつわるさまざまな活動を行う。



まつぶし緑の丘公園